

宅地造成等規制法に基づく許可申請等の手引の一部改正（令和7年4月1日施行） 新旧対照表

改正前	改正後（案）	備考																																																																																												
【表紙】 宅地造成等規制法に基づく許可申請等の手引 令和4年10月 京都府建設交通部建築指導課 ※令和4年10月1日以降は本手引に基づき申請等を行ってください。	【表紙】 宅地造成等規制法に基づく許可申請等の手引 令和7年4月 京都府建設交通部建築指導課 ※令和7年4月1日以降は本手引に基づき申請等を行ってください。	発行日の時点修正																																																																																												
【22 ページ】（手数料額表） 宅地造成に関する工事の許可申請等手数料 令和元年10月1日施行 <table><tr><th>手数料名</th><th>事 項</th><th>手数料の額 (単位：円)</th></tr><tr><td rowspan="11">宅 地 造 成 に 関 す る 工 事 の 許 可</td><td colspan="2">切土又は盛土をする土地の面積（造成面積）</td></tr><tr><td>500㎡以内</td><td>12,240</td></tr><tr><td>500㎡を超え 1,000㎡以内</td><td>21,420</td></tr><tr><td>1,000㎡を超え 2,000㎡以内</td><td>31,620</td></tr><tr><td>2,000㎡を超え 5,000㎡以内</td><td>47,940</td></tr><tr><td>5,000㎡を超え 10,000㎡以内</td><td>68,340</td></tr><tr><td>10,000㎡を超え 20,000㎡以内</td><td>112,200</td></tr><tr><td>20,000㎡を超え 40,000㎡以内</td><td>173,400</td></tr><tr><td>40,000㎡を超え 70,000㎡以内</td><td>255,000</td></tr><tr><td>70,000㎡を超え 100,000㎡以内</td><td>346,800</td></tr><tr><td>100,000㎡を超えるもの</td><td>428,400</td></tr><tr><td rowspan="5">宅 地 造 成 に 関 す る 工 事 の 変 更 許 可</td><td colspan="2">ア 宅地造成に関する工事の設計変更</td></tr><tr><td colspan="2">イ 造成面積の減少に伴う工事の設計変更</td></tr><tr><td rowspan="2">ウ 造成面積の増加に伴う工事の設計変更</td><td>当初区域の工事の設計変更がない場合</td></tr><tr><td>当初区域の工事の設計変更がある場合</td></tr><tr><td>エ 規則第26条及び細則第7条第2項で定める変更以外の変更</td></tr><tr><td>証 明</td><td>施行規則第30条証明</td></tr></table> ※ 1円単位の額は切捨て 宅地造成に関する工事の許可申請等受付窓口一覧 <table><tr><th>所管区域</th><th>窓 口</th><th>住所及び電話番号</th></tr><tr><td>向日市、長岡京市、大山崎町</td><td>京都府乙訓土木事務所 建築住宅課</td><td>〒617-0006 向日市上植野町馬立8 075-931-2478</td></tr><tr><td>宇治市、城陽市、八幡市、京田辺市</td><td>京都府山城北土木事務所 建築住宅課開発指導係</td><td>〒610-0331 京田辺市田辺明田1 0774-62-0624</td></tr></table> ※ 京都市内の宅地造成に関する工事の許可等に関する窓口 京都市 都市計画局 都市景観部 開発指導課 電話 075-222-3558 編 集 京都府 建設交通部 建築指導課 開発指導係 電話 075-414-5347	手数料名	事 項	手数料の額 (単位：円)	宅 地 造 成 に 関 す る 工 事 の 許 可	切土又は盛土をする土地の面積（造成面積）		500㎡以内	12,240	500㎡を超え 1,000㎡以内	21,420	1,000㎡を超え 2,000㎡以内	31,620	2,000㎡を超え 5,000㎡以内	47,940	5,000㎡を超え 10,000㎡以内	68,340	10,000㎡を超え 20,000㎡以内	112,200	20,000㎡を超え 40,000㎡以内	173,400	40,000㎡を超え 70,000㎡以内	255,000	70,000㎡を超え 100,000㎡以内	346,800	100,000㎡を超えるもの	428,400	宅 地 造 成 に 関 す る 工 事 の 変 更 許 可	ア 宅地造成に関する工事の設計変更		イ 造成面積の減少に伴う工事の設計変更		ウ 造成面積の増加に伴う工事の設計変更	当初区域の工事の設計変更がない場合	当初区域の工事の設計変更がある場合	エ 規則第26条及び細則第7条第2項で定める変更以外の変更	証 明	施行規則第30条証明	所管区域	窓 口	住所及び電話番号	向日市、長岡京市、大山崎町	京都府乙訓土木事務所 建築住宅課	〒617-0006 向日市上植野町馬立8 075-931-2478	宇治市、城陽市、八幡市、京田辺市	京都府山城北土木事務所 建築住宅課開発指導係	〒610-0331 京田辺市田辺明田1 0774-62-0624	【22 ページ】（手数料額表） 宅地造成に関する工事の許可申請等手数料 令和7年4月1日施行 <table><tr><th>手数料名</th><th>事 項</th><th>手数料の額 (単位：円)</th></tr><tr><td rowspan="11">宅 地 造 成 に 関 す る 工 事 の 許 可</td><td colspan="2">切土又は盛土をする土地の面積（造成面積）</td></tr><tr><td>500㎡以内</td><td>12,850</td></tr><tr><td>500㎡を超え 1,000㎡以内</td><td>22,490</td></tr><tr><td>1,000㎡を超え 2,000㎡以内</td><td>33,200</td></tr><tr><td>2,000㎡を超え 5,000㎡以内</td><td>50,330</td></tr><tr><td>5,000㎡を超え 10,000㎡以内</td><td>71,750</td></tr><tr><td>10,000㎡を超え 20,000㎡以内</td><td>117,810</td></tr><tr><td>20,000㎡を超え 40,000㎡以内</td><td>182,070</td></tr><tr><td>40,000㎡を超え 70,000㎡以内</td><td>267,750</td></tr><tr><td>70,000㎡を超え 100,000㎡以内</td><td>364,140</td></tr><tr><td>100,000㎡を超えるもの</td><td>449,820</td></tr><tr><td rowspan="5">宅 地 造 成 に 関 す る 工 事 の 変 更 許 可</td><td colspan="2">ア 宅地造成に関する工事の設計変更</td></tr><tr><td colspan="2">イ 造成面積の減少に伴う工事の設計変更</td></tr><tr><td rowspan="2">ウ 造成面積の増加に伴う工事の設計変更</td><td>当初区域の工事の設計変更がない場合</td></tr><tr><td>当初区域の工事の設計変更がある場合</td></tr><tr><td>エ 規則第26条及び細則第7条第2項で定める変更以外の変更</td></tr><tr><td>証 明</td><td>施行規則第30条証明</td></tr></table> ※ 10円未満の端数は切捨て 宅地造成に関する工事の許可申請等受付窓口一覧 <table><tr><th>所管区域</th><th>窓 口</th><th>住所及び電話番号</th></tr><tr><td>向日市、長岡京市、大山崎町</td><td>京都府乙訓土木事務所 建築住宅課</td><td>〒617-0006 向日市上植野町馬立8 075-931-2478</td></tr><tr><td>宇治市、城陽市、八幡市、京田辺市</td><td>京都府山城北土木事務所 建築住宅課開発指導係</td><td>〒610-0331 京田辺市田辺明田1 0774-62-0624</td></tr></table> ※ 京都市内の宅地造成に関する工事の許可等に関する窓口 京都市 都市計画局 都市景観部 開発指導課 電話 075-222-3558 編 集 京都府 建設交通部 建築指導課 開発指導係 電話 075-414-5347	手数料名	事 項	手数料の額 (単位：円)	宅 地 造 成 に 関 す る 工 事 の 許 可	切土又は盛土をする土地の面積（造成面積）		500㎡以内	12,850	500㎡を超え 1,000㎡以内	22,490	1,000㎡を超え 2,000㎡以内	33,200	2,000㎡を超え 5,000㎡以内	50,330	5,000㎡を超え 10,000㎡以内	71,750	10,000㎡を超え 20,000㎡以内	117,810	20,000㎡を超え 40,000㎡以内	182,070	40,000㎡を超え 70,000㎡以内	267,750	70,000㎡を超え 100,000㎡以内	364,140	100,000㎡を超えるもの	449,820	宅 地 造 成 に 関 す る 工 事 の 変 更 許 可	ア 宅地造成に関する工事の設計変更		イ 造成面積の減少に伴う工事の設計変更		ウ 造成面積の増加に伴う工事の設計変更	当初区域の工事の設計変更がない場合	当初区域の工事の設計変更がある場合	エ 規則第26条及び細則第7条第2項で定める変更以外の変更	証 明	施行規則第30条証明	所管区域	窓 口	住所及び電話番号	向日市、長岡京市、大山崎町	京都府乙訓土木事務所 建築住宅課	〒617-0006 向日市上植野町馬立8 075-931-2478	宇治市、城陽市、八幡市、京田辺市	京都府山城北土木事務所 建築住宅課開発指導係	〒610-0331 京田辺市田辺明田1 0774-62-0624	手数料の改正（行 財政運営方針に基 づく手数料改定）
手数料名	事 項	手数料の額 (単位：円)																																																																																												
宅 地 造 成 に 関 す る 工 事 の 許 可	切土又は盛土をする土地の面積（造成面積）																																																																																													
	500㎡以内	12,240																																																																																												
	500㎡を超え 1,000㎡以内	21,420																																																																																												
	1,000㎡を超え 2,000㎡以内	31,620																																																																																												
	2,000㎡を超え 5,000㎡以内	47,940																																																																																												
	5,000㎡を超え 10,000㎡以内	68,340																																																																																												
	10,000㎡を超え 20,000㎡以内	112,200																																																																																												
	20,000㎡を超え 40,000㎡以内	173,400																																																																																												
	40,000㎡を超え 70,000㎡以内	255,000																																																																																												
	70,000㎡を超え 100,000㎡以内	346,800																																																																																												
	100,000㎡を超えるもの	428,400																																																																																												
宅 地 造 成 に 関 す る 工 事 の 変 更 許 可	ア 宅地造成に関する工事の設計変更																																																																																													
	イ 造成面積の減少に伴う工事の設計変更																																																																																													
	ウ 造成面積の増加に伴う工事の設計変更	当初区域の工事の設計変更がない場合																																																																																												
		当初区域の工事の設計変更がある場合																																																																																												
	エ 規則第26条及び細則第7条第2項で定める変更以外の変更																																																																																													
証 明	施行規則第30条証明																																																																																													
所管区域	窓 口	住所及び電話番号																																																																																												
向日市、長岡京市、大山崎町	京都府乙訓土木事務所 建築住宅課	〒617-0006 向日市上植野町馬立8 075-931-2478																																																																																												
宇治市、城陽市、八幡市、京田辺市	京都府山城北土木事務所 建築住宅課開発指導係	〒610-0331 京田辺市田辺明田1 0774-62-0624																																																																																												
手数料名	事 項	手数料の額 (単位：円)																																																																																												
宅 地 造 成 に 関 す る 工 事 の 許 可	切土又は盛土をする土地の面積（造成面積）																																																																																													
	500㎡以内	12,850																																																																																												
	500㎡を超え 1,000㎡以内	22,490																																																																																												
	1,000㎡を超え 2,000㎡以内	33,200																																																																																												
	2,000㎡を超え 5,000㎡以内	50,330																																																																																												
	5,000㎡を超え 10,000㎡以内	71,750																																																																																												
	10,000㎡を超え 20,000㎡以内	117,810																																																																																												
	20,000㎡を超え 40,000㎡以内	182,070																																																																																												
	40,000㎡を超え 70,000㎡以内	267,750																																																																																												
	70,000㎡を超え 100,000㎡以内	364,140																																																																																												
	100,000㎡を超えるもの	449,820																																																																																												
宅 地 造 成 に 関 す る 工 事 の 変 更 許 可	ア 宅地造成に関する工事の設計変更																																																																																													
	イ 造成面積の減少に伴う工事の設計変更																																																																																													
	ウ 造成面積の増加に伴う工事の設計変更	当初区域の工事の設計変更がない場合																																																																																												
		当初区域の工事の設計変更がある場合																																																																																												
	エ 規則第26条及び細則第7条第2項で定める変更以外の変更																																																																																													
証 明	施行規則第30条証明																																																																																													
所管区域	窓 口	住所及び電話番号																																																																																												
向日市、長岡京市、大山崎町	京都府乙訓土木事務所 建築住宅課	〒617-0006 向日市上植野町馬立8 075-931-2478																																																																																												
宇治市、城陽市、八幡市、京田辺市	京都府山城北土木事務所 建築住宅課開発指導係	〒610-0331 京田辺市田辺明田1 0774-62-0624																																																																																												

